

宿泊税 15 年間の実績と今後のあり方の概要

- 東京都は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる法定外目的税として、平成 14 年 10 月 1 日に宿泊税を導入
- 宿泊税についての理解を得るため、ポスター・リーフレット、広報紙等の各種広報媒体の活用など、周知活動を積極的に実施
- 宿泊税の税収は、平年度ベースでは 10 億円を超える水準で安定的に推移し、平成 14 年度から平成 28 年度までの合計は約 192 億円、また、課税人員数は平成 28 年度で約 1600 万人、登録施設数は平成 28 年度末時点で 619 施設
- 宿泊税の税収は、観光案内所の整備・運営や、ウェルカムカードの作成などの観光振興施策にその全額が充当されており、安定した財源として、都による積極的な観光振興施策の推進に寄与
- 宿泊税がこれまで観光振興施策に対し着実に貢献してきたこと、今後も都の観光振興施策の推進に寄与が期待されていること、宿泊税が都税として十分に浸透し都の財源として重要な地位を確立してきたことを踏まえ、現行の宿泊税を継続していく

○ また、宿泊税を巡る今後の対応として、

- ① 東京2020大会の開催に伴う対応について、大会の全期間を網羅する、平成32年7月1日から同年9月30日までの3ヶ月の間に行われた宿泊に対し、宿泊税を課税停止する

- ② 民泊事業への対応について、住宅宿泊事業法施行後の状況を十分注視しつつ、民泊を巡る状況に大きな変化が生じた場合には、公平性の観点や税収効果、徴税コスト等を踏まえ、適切な時期に総合的に検討していくことが必要と考える